

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決  
特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)

河原社会保険労務士事務所 河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス [kawahara@kawahara-sr.com](mailto:kawahara@kawahara-sr.com) ホームページ [kawahara-sr.com/](http://kawahara-sr.com/)



## 2024年9月マックで働くクルーの髪色の自由化と

### 大阪地下鉄職員のヒゲを伸ばした事件 2019年9.6 大阪高裁判決

2024年の9月10日にプレスリリースとして、マックの

アピアランスポリシー appearance policy を改訂し、店舗で働くクルーの髪色自由化へ  
約20万人の多様な人材が、さらに自分らしくいきいき働ける環境を目指して

という記事が出ました。アピアランスポリシー appearance policy の改訂の背景と目的は、というリード  
で以下の様に書かれていました。

日本マクドナルドは、アメリカでレイ・クロックがマクドナルドを創業した当初から「ピープルビジネス」で  
あるということを掲げ、ビジネスの基盤となるピープルを常に大切にしており、性別、年齢、国籍など、  
さまざまな個性や背景を持った多様な人材が、個々の強みを最大限に発揮していきいきと働ける職場  
の実現を目指しています。

店舗においては、食を扱う企業の責務として、クルーのアピアランスポリシーを定め、「髪色」「つめ」  
「ユニフォーム」などをはじめとする様々な項目において、身だしなみに関する基準を設けております。  
今回は「髪色」に関する制限をなくすことで、約20万人のクルーが髪色を自己表現の1つとして自分  
らしい働き方をしてほしい、また自分らしく働くことによってさらにポジティブに仕事に取り組んで欲しいと、一人ひとりにあった価値観を尊重しながら、お客様に快適な環境でお食事をしていただける店舗運営に努めていこうという、想いを込めて実現したものです。そこで、一部を掲載すると、

- 清潔感があり、お客様へ不快感を与えないか
  - ✓ 清潔感のある髪型
  - ✓ 接客のプロとしてのメイクを心がける
- フードセーフティに影響がないか
  - ✓ 装飾品は身につけない
  - ✓ ひげをきれいにし、もみあげは短く清潔に
- 多様性を大切にしているか
  - ✓ NEW！髪色は自由

ここで、マツクの appearance policy にも取り上げているひげのことについて関連判例がありましたので、取り上げたいと思います。

2019.9.6(金) 大阪高裁で大阪市の地下鉄の乗務員 Xら 2 人が口ひげやあごひげをはやして勤務していました。上司の方は再三にわたり注意をしたが改善をしなかったため、人事上の処分や退職を余儀なくされたことを示唆する J 運輸長の発言は違法であるとした。また、今回の考課は、ひげを生やしていることを減点の評価の事情として考慮したものであるから、上記評価は人事考課における使用者としての裁量権を逸脱・濫用したものであるから国家賠償法上違法であるとした。そして、2 人に対して、上司の発言と人事考課により 2 人には心理的苦痛と心理的圧迫をもたらしたということで、2 人に対して精神的苦痛に対する慰謝料としたそれぞれ 20 万円ずつの支払を命じた。

運転手 X1 は、昭和 57(1982)年 4 月交通局職員として採用されました。昭和 59(1984)年からヒゲを生やし始めました。運転手 X2 は昭和 58(1983)年 4 月に採用されました。平成 6(1994)年からヒゲを生やし始めました。

高裁の判断は、ひげを生やす自由が個人の人格的生存に不可欠なものとして、憲法上の権利として保障されていると認めるに足りる事情が見当たらない。そうであるからといって、労働者のひげに関してどのような勤務中の規律も設けることができるわけではない。また仮にヒゲを生やす自由が憲法 13 条に基づく自己決定権の一部として保障しているとみ得るとしても、労働の場においては、そのような自由がいかなる場合にも、完全に認められるというわけではない。ヒゲを生やす自由が個人的自由に属する事柄であることを前提にして、原判決の判示するとおり、労働者のひげに関する勤務規律は、業務遂行上必要性が認められ、かつ、その具体的な制限の内容が労働者の利益や自由を過度に侵害しない合理的な内容の限界で拘束力を認めるべきである、とした。

次に、会社側は、上司の J 運輸長の行動を「守らなければ処分の対象とする。」ということ等の発言は交通局の見解ではなく、J 運輸長の誤解に基づくものである。労働者は、これを受けてヒゲをそったこともなく、人事上の処分や退職勧奨等を受けたこともない。と言って、一担当者の一度きりの誤解に基づく発言であって、国家賠償上の違法であるとか、何らかの損害が生じたとは解することはできないと反論している。それに対して、裁判所は、上位の職位にある者が職員に対し、人事上の処分や退職を余儀なくされることまで示唆してヒゲをそるよう求めた発言を、交通局の見解とは異なる本人の誤解に基づくものであるなどといった理由で、違法性がないと評価することはできない。また X2 がこのような発言により精神的圧迫や不安を感じたであろうことは優に認められる。

判決文は、労働者側には、会社側に対して国家賠償法 1 条 1 項に基づきそれぞれ 22 万円の損害賠償金及びこれに対する年 5 分の割合による遅延損害金を請求することができるとした。

会社側は、平成 22(2010)年 7 月に制定した部下職員勤務指導監督要項には、以下のような記載がありました。

- ① 服装に清潔感があるか。(汚れ、臭い、破れなどが目立たないか)
- ② 服装が公務にふさわしいか(派手すぎないか。カジュアル過ぎないか。)
- ③ 髪やヒゲ、ツメは清潔か。(不快感を与えるようなものではないか)等

地裁後、大阪府知事の吉村洋文はツイッターに→ なんだこの判決。控訴する。旧大阪市営交通はサービス業。身だしなみ基準を定め、そのルール自体が合法なのに、守らなくていいなんて理屈通らない。身内の倶楽部じゃない。公務員の税金が組織だ。お客の料金で成り立ち、トンネルには税金も入っている。控訴 とありました。